

## よくある質問（第5期）

Q1. 給付額はどのようになりますか？

## ●中小企業・個人事業者（売上高方式）

## (1) 「安心はおいしいプラス」認証店

【要請 A】営業時間を 5 時から 21 時までの間に短縮、酒類提供可

1日当たり売上高(※1)	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

【要請 B】営業時間を 5 時から 20 時までの間に短縮、酒類提供不可（休業を含む）

1日当たり売上高(※1)	1日当たり給付額
7.5万円以下	3万円
7.5万円超～25万円未満	1日当たり売上高の4割
25万円以上	10万円

## (2) 非認証店

【要請 C】営業時間を 5 時から 20 時までの間に短縮、酒類提供不可（休業を含む）

1日当たり売上高(※1)	1日当たり給付額
7.5万円以下	3万円
7.5万円超～25万円未満	1日当たり売上高の4割
25万円以上	10万円

※1：1日当たり売上高…令和2年または3年の飲食部門1・2月売上高(税別)の合計÷59日

## ●大企業（売上高減少額方式） ※中小企業・個人事業者も選択可

認証店、非認証店にかかわらず、1日当たり給付額は1日当たり売上高減少額(※2)の4割。  
 上限20万円/日（要請Aの場合は20万円又は1日当たり売上高の3割のいずれか低い方）  
 下限なし

※2：1日当たり売上高減少額

…（令和2年または3年の飲食部門1・2月売上高(税別)の合計  
 －令和4年の飲食部門1・2月売上高(税別)の合計）÷59日

Q 2. 休業した場合はどうなりますか。

→全期間休業した場合は、20 時までの時短営業をし、酒類の提供を停止した場合と同様になります。よって、認証店、非認証店のいずれであっても、全期間休業した場合は、給付要件を満たせば給付額は3万円～10万円/日となります。

なお、21 時までの時短営業（酒類提供可）と休業を組み合わせた部分休業の場合は、給付額は要請 A の給付額=2.5～7.5 万円/日、20 時までの時短営業（酒類提供不可）と休業を組み合わせた部分休業の場合は、給付額は要請 B または C の給付額=3～10 万円/日となります。

なお、期間の途中で応じる要請の内容を変更した場合（例：21 時までの時短→要請期間途中で休業に変更）、全期間要請 A の給付額=2.5～7.5 万円/日が適用されます。

Q 3. 要請期間の途中で「安心はおいしいプラス」の認証店になった場合はどうなりますか。

→認証取得日以降も 20 時までの時短営業（酒類提供不可）を継続した場合は、給付額は3～10 万円/日、認証取得日以降 21 時までの時短営業（酒類提供可）に変更した場合は、給付額は 2.5～7.5 万円/日となります。

なお、期間の途中で応じる要請の内容を変更した場合（例：20 時までの時短→要請期間途中で 21 時までの時短に変更）、全期間要請 A の給付額=2.5～7.5 万円/日が適用されます。

Q 4. 通常営業時間が 20 時 30 分や 21 時の認証店は、20 時まで時短営業すれば協力金の給付対象になりますか。

→全期間、20 時までの時短営業をし、酒類の提供を停止すれば、要請 B に該当し、協力金の給付対象となります。この場合、給付額は3～10 万円/日です。

Q 5. 認証店です。これまで 21 時までの時短営業（酒類提供可）をしていましたが、要請期間の途中で 20 時までの時短営業（酒類提供不可）に切り替えた場合は、切り替えた後の協力金給付額は3～10 万円/日となりますか。

→なりません。3～10 万円/日の支給を受けるには、全期間、20 時までの時短営業をし、酒類の提供を停止する必要がありますので、これまで 20 時を超えて営業していたり、20 時までであっても酒類の提供をしていたりした店舗の給付額は全期間要請 A の給付額=2.5～7.5 万円/日となります。

Q 6. 認証店です。これまで 21 時までの時短営業（酒類提供可）をしていましたが、要請期間の途中で休業に切り替えた場合は、切り替えた後の協力金給付額は3～10 万円/日となりますか。

→なりません。これまで 20 時を超えて営業していたり、20 時までであっても酒類の提供をしていたりした店舗の給付額は全期間要請 A の給付額=2.5～7.5 万円/日となります。

Q7. 認証店です。日替わりで20時までの時短営業（酒類提供不可）と21時までの時短営業（酒類提供可）を組み合わせた場合、20時までの時短営業（酒類提供不可）をした日の協力金給付額は3～10万円/日になりますか。

→なりません。3～10万円/日の給付を受けるには、全期間、20時までの時短営業をし、酒類の提供を停止する必要がありますので、これまで20時を超えて営業していたり、20時までであっても酒類の提供をしていたりした店舗の給付額は全期間要請Aの給付額=2.5～7.5万円/日となります。

Q8. 通常営業時間が20時までの店舗が酒類提供の停止のみをした場合は協力金の給付対象ですか。

→通常営業時間が20時までの店舗は、認証店、非認証店いずれの場合も給付対象外です。

Q9. 通常営業時間が21時までの店舗が21時までの営業（酒類提供可）をした場合は協力金の給付対象ですか。

→いいえ。通常営業時間が20時～21時までの間の店舗は、20時までの営業（酒類提供不可）とする必要があります。

Q10. 令和3年2月1日以降にオープンした店舗の売上高は、1日当たりの売上高をどのように考えればよいですか？

→【新規開店特例】 ※第5期

①令和3年2月1日から令和3年12月31日までの間に開店した場合

1日当たり売上高

=開店日から令和3年12月31日までの売上高÷開店日から令和3年12月31日までの日数

②令和4年1月1日から時短要請開始日前日（令和4年1月26日）までの間に開店した場合

1日当たり給付額=時短要請協力内容に応じて、売上高方式の下限額の2.5万円/日または3万円/日（※中小企業、大企業共通）

Q11. 事業復活支援金と重複して申請できますか？

→重複して申請できます。

ただし、当該要請に応じた月を対象月として事業復活支援金の申請をする場合、要請に応じた月の分の協力金の金額を、その月の事業収入に算入した上で給付要件を満たすかどうか判断してください。

Q12. 協力金の申請受付はいつから始まりますか。

→現時点では未定です。今後決まり次第ホームページ等でお知らせします。

（以下、R4.1.26 追加）

Q13. ノンアルコールビールやカクテルは要請にある「酒類の提供」に含まれるか？

→ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q14. 微アルコール飲料は提供してもよいか？

→含有アルコール量が1%未満のものについては、ノンアルコール飲料とし、提供いただいて構いません。

Q15. 宿泊施設内の飲食施設における時短要請・酒類提供の取扱いはどうなるか？

→宿泊客のみが利用する飲食施設の場合は、宿泊を目的とする利用の一環であるため、一律に時短要請や酒類提供の停止は要請しません。ただし、基本的な感染防止対策などを行ったうえで、慎重に対応をお願いします。

（以下、R4.1.28 追加）

Q16. 非認証店において、5人以上のグループ（例：10人グループ）で来店した場合、どのように案内すればよいか？

→4人以下の複数のグループに分け（例：3人グループ×2、2人グループ×2）、別々のテーブルに案内するなどしてください。

Q17. 子ども連れの利用者や、介助が必要な利用者がある場合、子どもや介助者は人数カウントに含まれるか？

→子どもや介助者についても、人数カウントに含めます。

ただし、同一のテーブルに案内しなければならないやむを得ない理由がある場合に限り、未成年の子どもや介助者は人数カウントに含めません。